

令和2年12月16日

各 区 長 様

三木税務署
署長 吉原 潤子

確定申告お知らせチラシの回覧について（依頼）

師走の候、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

日頃は、税務行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、「令和2年分確定申告お知らせ」の全戸回覧について、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 送付物 | 令和2年分確定申告お知らせチラシ |
| 2 | 送付部数 | 貴地区の回覧部数 |
| 3 | 連絡先 | 三木税務署
三木市末広1丁目9番10号
担当 藤原
電話番号 82-0501 |

回覧

令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、
令和3年2月16日（火）～令和3年3月15日（月）



例年、確定申告期間中の税務署は大変混雑しています。
 電子申告（e-Tax）をご利用いただき、申告書作成会場（税務署）の混雑緩和にご協力ください。

○ 申告書作成会場

場 所	開設日	相談受付時間
三木税務署 1階 大会議室	2月16日(火) ～3月15日(月) (土・日・祝日を除く) ※ 消費税の申告期限は3月31日(水)	8:30～16:00 相談受付件数が 150 人 に達しましたら 早めに受付を終了いたします。

○ サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場



新型コロナウイルス感染防止の観点から、申告相談会場（税務署）の混雑を回避するため、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月2日から申告相談をお受けいたします。

場 所	開設日	相談受付時間
三木税務署 1階 大会議室	2月2日(火) ～2月15日(月) (土・日・祝日を除く)	8:30～16:00 相談受付件数が 100 人 に達しましたら 早めに受付を終了いたします。

- ※ 「年金受給者」、「給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除」、「中途退職」の方などが対象です。
- ※ 昨年の相談会場「三木市立市民活動センター」は、開設していません。

○ 注意点

- 1 会場内の混雑を回避するため、相談受付件数により後日の来場をお願いする場合があります。
- 2 ご来場される際は、マスクの着用、筆記用具や計算器具の持参をお願いします。（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。）
- 3 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りする場合があります。
- 4 お車で来られる場合は、駐車場が狭いため、お待ちいただく時間が長くなるほか、周辺道路が渋滞し、交通事故等につながる恐れがあります。可能な限り、電車・バス等でお越し願います。
- 5 還付申告の方は、3月16日以降でも申告相談をお受けいたします。

◎納付期限日及び振替納付日

税目	申告及び納付期限日	振替納付日
所得税及び復興特別所得税	3/15（月）	4/19（月）
消費税及び地方消費税	3/31（水）	4/23（金）
贈与税	3/15（月）	

新たに振替納税を希望する方は、「預貯金口座振替依頼書」を、納付期限日までに提出してください。



確定申告の際にご注意ください

● 申告書に添付不要となる書類について

- ・ 給与所得・退職所得及び公的年金等の源泉徴収票、上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書については申告書への添付が不要です。
なお、申告相談される場合はこれらの書類を確認する必要がありますので忘れずにお持ちください。

● 医療費控除について

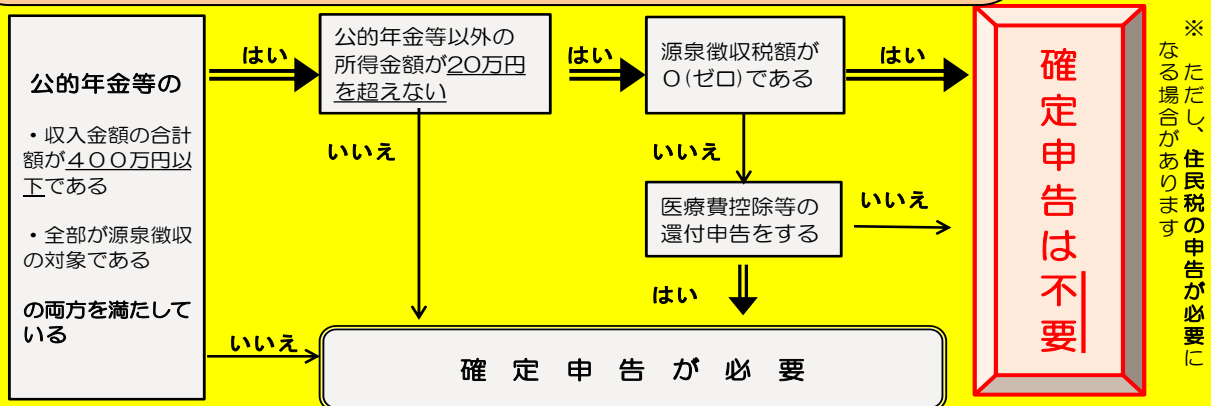
- ・ 令和2年分から「医療費の明細書」の作成が必要です。医療費の領収書の提出はできません。
- ・ 「医療費のお知らせ」などの通知書を添付すると、医療費の明細書は不要です。
- ・ 医療費の領収書はご自宅で5年間保存してください。

● 消費税及び地方消費税の確定申告について

- ・ 課税取引を標準税率、軽減税率ごとに区分して計算する必要があります。税務署で相談される場合は、青色決算書や収支内訳書だけでは消費税の申告書を作成できません。

《公的年金等を受給されている方へ》

確定申告が不要になる場合があります!!



ID・パスワードの取得、スマホで申告、コンビニで納付

○ 「マイナンバーカード」か「ID・パスワード」を取得していませんか。

電子申告 (e-Tax) には①マイナンバーカードと、②ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード読取対応のスマホが必要です。ただし、マイナンバーカード等がなくても、事前に税務署で「ID・パスワード」を取得していただければ、自宅のPCやスマホで電子申告 (e-Tax) ができます。

○ スマホで申告していませんか。

給与所得者で還付申告を受ける方、又は「2か所以上の給与所得」、「年金」、「副業などの雑所得」、「生命保険などの一時所得」がある方は、ご利用いただけます。

○ コンビニで納付ができます。

「QRコード」を自宅などで作成・出力し、店舗に持参すれば、コンビニで納付することができます。(ローソン、ファミリーマートなど一部のコンビニが利用可能です。)